

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び58年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和58年1月から同年3月まで
④ 昭和58年5月から59年6月まで
⑤ 昭和59年10月から60年9月まで

申立期間①及び②は事業を営んでおり、従業員は厚生年金保険に加入し、夫と私は国民年金に加入していたと思う。③から⑤までの期間は夫婦で年金相談に出掛け国民年金保険料をすべて納めたはずで、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月ごろ国民年金への加入手続を夫婦一緒に行い、連番で国民年金手帳記号番号を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立期間①は、国民年金手帳記号番号払出前の期間であり、申立人及びその夫は当該期間について過年度納付した記憶が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③は、3か月（1期分）と短期間である上、前後はすべて納付済みであることから、当該期間についても納付されていたものとするのが自然である。

また、申立期間③については、一緒に納付したとするその夫は、当該期間については昭和60年3月6日に納付した記録とされており、申立人夫婦は年金相談に出掛けた際に未納期間の保険料を一緒に納付したとしていることから、このころ社会保険事務所（当時）へ年金相談に行ったものと推認でき、この時期に、真に強制加入被保険者として納付すべき期間である申立期間④の一部期

間（昭和58年5月から同年12月まで）の保険料も同時に過年度納付したものである。

しかしながら、申立期間④のうち昭和59年1月から同年6月までは、その夫が厚生年金保険に加入しており、申立人は任意加入となるべきはずであるが、その加入手続をした形跡が見受けられず、本来、任意加入しなければ国民年金の被保険者とならない期間について、年金相談にて遡及納付^{そきゆう}を勧奨することは考え難く、申立期間⑤についても、申立人が厚生年金保険から国民年金に切り替える必要があるが、申立人には、当時の切替手続及び納付状況等の記憶は無い上、その手続を行ったこともうかがえず、当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び58年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年3月まで
② 昭和38年5月から同年9月まで

年金制度が大切であることを20歳前から両親と話し合っていたので、私が20歳になった際に父親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人自身は関与しておらず、その父親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年11月ごろ払い出され、被保険者資格を20歳到達時にさかのぼって取得したと推認されることから、申立期間②は現年度納付が可能である上、申立人の昭和38年度の保険料納付記録（オンライン記録）には一部未納期間があることから、本来であれば、社会保険事務所（当時）において特殊台帳を保存しておくべきところであるが保存されておらず、行政の記録管理に不備がみられるほか、申立人の昭和38年4月分の保険料が納付済みであることから、申立人の父親が加入手続後に同月分までさかのぼって保険料を納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、過年度納付が必要な期間となり、申立期間②と納付場所及び納付方法が異なる上、ほかに過年度納付した周辺事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年8月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び58年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年8月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和58年5月から同年12月まで

申立期間①、②及び③は事業を営んでおり、従業員は厚生年金保険に加入し、私は夫婦で国民年金に加入し保険料を納付していたと思う。④の期間は夫婦で年金相談に出掛けすべて過年度納付したはずで、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月ごろ国民年金への加入手続を夫婦一緒に行い、連番で国民年金手帳記号番号を取得していることが確認できる。

しかし、申立期間①のうち昭和36年4月から39年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号払出前の期間であり、申立人及びその妻は当該期間について過年度納付した記憶が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち昭和39年4月から同年8月までの期間について、申立人は、集金で夫婦の保険料を一緒に納付していたと述べており、上述のとおり連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその妻は納付済みであることが確認できる。また、申立期間②及び③については、前後の期間も納付済みであり、それぞれ3か月（1期分）と短期間である上、当該期間の保険料のみを納付出来なかった経済的な理由や周辺事情も見当たらず、当該期間に申立人の保険料が納付されたとしても不自然ではないほか、申立期間②については、申立人の妻も納付済みである。

さらに、申立期間④直前の昭和58年1月から同年3月までの期間について、申立人の記録では60年3月6日に過年度納付したとされており、年金受給の直前に社会保険事務所（当時）へ年金相談に出向き、過年度納付をしたはずであるとする申立人が一部の期間についてのみ納付することは不自然である。

加えて、オンライン記録に係る申立人の納付記録変更履歴には昭和60年4月11日に追加した納付期間（昭和58年1月から同年3月まで）を2度入力した記録があり、過年度保険料について同一期間を収納することはあり得ないことから、収納した期間を誤って記録したことが想定され、2年度に係る未納期間は58年1月から同年3月までの分と申立期間④のほかに無く、申立人が供述しているとおおり、申立期間④に係る過年度収納であると推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年8月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び58年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案364

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで
昭和59年2月1日に国民年金の任意加入を喪失した記録になっているが、私はやめた手続はしていない。厚生年金保険の加入履歴も証書を提出後に記録統合をしており、行政の納付記録に不信感があり、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者の資格喪失の手続をした記憶はないと主張しているが、申立人の唯一所持する年金手帳（国民年金へ加入した際、交付されたと思われる手帳）により、申立人は昭和54年1月13日に強制加入から任意加入に資格変更し、申立期間当初の59年2月1日に資格喪失し、61年4月1日に資格取得（第三号被保険者）をしていることが確認できるところ、オンライン記録での資格取得等も同一年月日であることから行政の記録に不備は見られない。

さらに、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人の任意加入適用期間である申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、納付書を送付することは無く保険料を納付することができない上、申立人の申立期間の保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。